

市町村地域防災計画の修正に関する意見の専決処分について

市町村地域防災計画の修正に関する岩手県防災会議の意見について、岩手県防災会議運営規程第3条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので報告します。

1 平成29年4月から平成30年3月までの間に、災害対策基本法第42条第5項の規定による報告のあった市町村及び専決処分日〔9市6町2村 17件〕

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 野田村 | 平成29年4月18日 |
| (2) 大槌町 | 平成29年5月9日 |
| (3) 久慈市 | 平成29年6月23日 |
| (4) 岩泉町 | 平成29年6月23日 |
| (5) 宮古市 | 平成29年9月22日 |
| (6) 盛岡市 | 平成29年10月17日 |
| (7) 遠野市 | 平成29年10月17日 |
| (8) 二戸市 | 平成30年1月26日 |
| (9) 矢巾町 | 平成30年1月29日 |
| (10) 田野畑村 | 平成30年1月29日 |
| (11) 大船渡市 | 平成30年2月14日 |
| (12) 一関市 | 平成30年2月14日 |
| (13) 雫石町 | 平成30年2月27日 |
| (14) 釜石市 | 平成30年3月9日 |
| (15) 金ケ崎町 | 平成30年3月9日 |
| (16) 陸前高田市 | 平成30年3月20日 |
| (17) 山田町 | 平成30年3月20日 |

2 報告のあった地域防災計画の主な修正事項（各市町村共通）

上記市町村においては、下記の内容を踏まえて、地域の実情に応じた修正が行われているもの。

- (1) 平成25年度における岩手県地域防災計画の修正内容を踏まえた修正
- ア 平成25年度における災害対策基本法の一部改正の内容を踏まえた修正
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成及び更新等に係る規定
 - ・ 被災者台帳の作成に係る規定
 - ・ 罹災証明書の交付に係る規定
 - ・ 地区防災計画の提案に係る規定
- イ その他の修正
- ・ 特別警報運用開始に伴う修正
 - ・ 愛玩動物との同行避難に係る規定
 - ・ 避難所運営マニュアルの策定に係る規定

- (2) 平成26年度における岩手県地域防災計画の修正内容を踏まえた修正
- ア 平成26年度における災害対策基本法の一部改正の内容を踏まえた修正
- ・ 緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策に係る規定
- イ その他の修正
- ・ 土砂災害防止対策に関して、市町村地域防災計画に規定すべき事項の明示に係る規定
 - ・ 消防団の出動手当の引き上げ及び公務員の消防団の加入促進に係る規定
- (3) 平成27年度における岩手県地域防災計画の修正内容を踏まえた修正
- ア 平成27年度における防災基本計画の修正内容を踏まえた修正
- ・ 活火山法の改正に伴う火山防災協議会の設置、協議事項等に係る規定
 - ・ 水防法の改正に伴う雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定に係る規定
 - ・ 業務継続計画に定めるべき事項に係る規定
- イ その他の修正
- ・ 広域防災拠点の配置に係る規定
 - ・ 被災者台帳システムの整備に係る規定
- (4) 平成28年度における岩手県地域防災計画の修正内容を踏まえた修正
- ア 平成28年度における防災基本計画の修正内容を踏まえた修正
- ・ 避難場所を近隣市町村に設けることに係る規定
 - ・ 避難場所への誘導標識を設置する場合における、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号の使用に係る規定
- イ 平成28年台風第10号災害を踏まえた見直し
- ・ 災害の発生が予測される場合には、災害の発生前であっても、災害応急対策を実施するための全庁的な体制に移行することとした規定
 - ・ 本部長を補佐し、災害応急対策を円滑に行うための組織を設置することとした規定
 - ・ 要配慮者を対象とした訓練を、自治会、自主防災組織、消防団等と連携して実施することとした規定
 - ・ 要配慮者利用施設の管理者に対し、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備することとした規定
 - ・ 避難準備情報等の名称変更に係る規定
- ウ 平成28年熊本地震の教訓を踏まえた見直し
- ・ 福祉避難所の設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努めることとした規定
 - ・ 車中泊など避難所以外の場所にいる避難者を早期に把握し、必要な支援等を受け取ることのできる体制の整備を図ることとした規定